

ひよりの丘支援員（嘱託職員）勤務条件表

1. 身 分 社会福祉法人 北九州市福祉事業団の嘱託職員
2. 業務内容 障害者支援施設 ひよりの丘における支援員の業務
3. 委嘱期間 採用日～ 令和3年3月31日（勤務成績等により更新有）
4. 勤務場所 ひよりの丘
5. 勤務時間等

(1)勤務時間

- ・早出 ①② 6:45～15:30（休憩 60分）
① 7:15～16:00（休憩 60分）
② 7:45～16:30（休憩 60分）
- ・日勤 ①② 8:15～17:00（休憩 60分）
①②10:15～19:00（休憩 60分）
- ・遅出 ①②11:45～20:30（休憩 60分）
①②12:15～21:00（休憩 60分）
- ・夜勤 ①②15:15～ 9:30（休憩 240分） ※①：支援第一係勤務時間
② 12:30～ 6:45（休憩 240分） ②：支援第二係勤務時間

(2)時間外勤務 有

(3)休日等

- ①週休日（4週を通じ8日所属長の指定する日）
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日（休日が勤務日の場合は代休）
- ③年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※年末年始は交代で勤務し、超過勤務手当十年末年始加算4割を支給（休日扱い）

(4)年次休暇 有（採用月により付与日数が変動、採用から6ヶ月後に追加で付与）

6. 賃 金

- (1)給与月額 資格有 166,900円 資格無 156,700円
- (2)処遇改善加算 20,000円/月 … 賞与の算定基礎額には反映されない
- (3)特定処遇改善加算 11,000円/月 … 賞与の算定基礎額には反映されない
- (4)時間外勤務手当 労働基準法による割増の支給あり

(5)通勤手当	上限 55,000 円/月	※自家用車等の場合は、別途支給上限あり
(6)夜勤手当	1 夜勤で 9,000 円	
(7)支 払 日	毎月 20 日	(ただし、時間外勤務手当等の実績分は、翌月分)
(8)退 職 金	勤続 1 年後～	0.522 月～ (但し、4 月 1 日在籍者に限る)
(9)昇 給	無	
(10)賞 与	年 4.45 月分	(別途支給要件有)
	① 6 月 30 日	2.125 月分
	② 12 月 10 日	2.325 月分

7. 福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、定期健康診断
インフルエンザ予防接種補助、慶弔金 他

8. 退職に関する事項

- (1)雇用期間及び雇用満了期間が終了したとき
- (2)自己都合退職の手続き（退職する 1 ヶ月までに届け出ること）
- (3)解職の事由及び手続き（臨時職員就業規則第 8 条）
 - ①事業の縮小または廃止等の都合によるとき
 - ②心身虚弱その他の理由により業務に耐えないとき
 - ③勤務成績または能率が著しく不良なとき
 - ④職員としてふさわしくない非行があったとき

9. その他

- (1)資格要件
 - ①4 年制大学の学部において心理学、社会学、教育学、社会福祉学のうちいずれかを専攻し、卒業した者
 - ②地方厚生局長等の指定する児童福祉施設職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - ③高等学校卒業以上の学歴を有し、児童福祉施設または知的障害者施設で指導員等の実務経験を任用開始予定日までに 2 年以上有する者
 - ④社会福祉士
 - ⑤小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭普通免許状（養護教諭免許状を除く）
 - ⑥介護福祉士
 - ⑦精神保健福祉士